

[事案 24-146] 契約内容変更取消請求

- 平成 25 年 2 月 27 日 裁定終了

※本事案の申立人は[事案 24-147、24-148]の申立人の兄弟である。

<事案の概要>

加入していた 2 件の変額終身保険について、年払保険料の支払いを怠ったために行われた自動延長定期保険への変更を不服として、変更の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 4 月に加入した 2 件の変額終身保険について、平成 21 年 4 月納付分の年払保険料の支払い（振込み）を怠ったために、同年 6 月に自動延長定期保険へと変更されたが、下記の理由から変更を取消してほしい。

- (1) 募集代理店は、保険会社から保険料が未納になっている旨の連絡があったにもかかわらず、これを見落とし、契約者に対する連絡を怠った。募集代理店のミスは保険会社の連絡ミスである。
- (2) 契約者は加入時未成年であったため、親権者である父が、契約加入、保険料の払込み手続きを今まですべてしていたが、父は平成 21 年 1 月頃より体調を崩し、うつ状態が強く、注意力散漫で心神喪失状態であり、平成 21 年 4 月納付分の保険料の支払いを失念してしまった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集代理店は、保険会社との代理店委託契約にもとづき、生命保険契約締結の媒介等の業務を行っているが、申立人（契約者）に対して、保険料が未納になっていることを通知する法的義務は無い。
- (2) 保険会社は申立人に対して、保険料払込の案内、自動延長定期保険への変更のお知らせを直接送付しているにもかかわらず、変更取消可能期間満了までの保険料支払いがなかつたために申立契約は自動延長定期保険へ変更されたものであり、保険会社は申立人に対する注意喚起を十分に行っている。

<裁定の概要>

裁判審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 以下の理由から、2 件の変額終身保険は確定的に自動延長定期保険に変更されている。

- (1) 保険契約は附合契約【注】であり、約款の記載に従って契約内容が定められるものであるが、2 件の申立契約の約款には以下の記載がある。
 - ① 第 2 回以降の保険料の払込みについては、払込期月の翌月 1 日から末日までを猶予期間とすること。
 - ② 保険料が払込まれないままで猶予期間が経過した場合でも、保険契約に払戻金があるときは、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込みを中止して、保険会社は、自動的に保険金額を定額とする自動延長定期保険へ変更すること。
 - ③ 自動延長定期保険への変更日から 3 ヶ月以内に、保険契約者から延滞保険料に会社の

定める率の利息を付した金額の支払の申出があったときは、保険会社は自動延長定期保険への変更を行わなかったものとして、その申出による取扱いをすること。

- (2) 申立人が平成 21 年 4 月納付分の年払保険料を支払わず、同年 5 月末日の猶予期間が経過したこと、同年 6 月 1 日の自動延長定期保険変更日から 3 ヶ月以内に延滞保険料の支払いがなかったことについては、申立人と保険会社との間に争いがない。
2. 以下の理由から、2 件の変額終身保険が自動延長定期保険に変更されたことに関して、保険会社や募集代理店に何らかの義務違反を認めることはできない。
- (1) 募集代理店は、保険会社からの委託契約により、保険契約の募集等の媒介業務を行っているものであり、申立人との間に契約関係は認められないので、募集代理店が申立人に対して、保険料未納の連絡をする法的義務は認められない。
- (2) 保険会社から申立人に対しては、平成 21 年 3 月および 5 月頃、同年 4 月末日支払分の保険料の振込みを依頼する文書が発送されており、証拠上、これらの通知が申立人に到達していることが窺われる。
- (3) 2 件の申立契約の約款には、申立契約が自動延長定期保険に変更された場合には、保険会社が契約者宛に通知する旨定められている。平成 21 年 6 月頃、保険会社から契約者宛に自動延長定期保険への変更のお知らせが発送され、この通知が保険会社において機械的に処理されるものであることや、現在の郵便事情を考えれば、申立人に到達しているものと考えられる。

【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らないとしても約款に拘束されると解されています。